四日市市庁舎等設備更新型ESCO事業

予想されるリスクと責任分担

令和6年7月

四日市市

凡例： ○：リスク負担者　　▲：リスク一部負担（双方の協議による）

| リスクの種類 | | リスクの内容 | 負担者 | | 対応方法 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 本市 | 事業者 |
| 共通 | 募集要項の誤り | 募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの | ○ |  | 募集要項に重大な誤りがあった場合は本市が責任を持って対応する。 |
| 効果保証の未達 | 技術提案した低減が達成できない場合 |  | ○ | 光熱水費削減保証額とその検証方法を計画書に示し、これが得られない場合は事業者が補填する。補填を行う範囲、条件、支払額の計算方法、支払い方法についてはESCOサービス契約書に明記する。 |
| 安全性の確保 | 設計・整備・維持管理における安全性の確保 |  | ○ | 事業者の責任において安全性を確保することを明記する。 |
| 環境の保全 | 設計・整備・維持管理における環境の保全 |  | ○ | 事業の実施によって騒音・振動・大気汚染・水質汚濁・光・臭気など、環境を損なう事象が予想される場合は、事業者の責任においてその発生を未然に防止する。 |
| 税制度の変更 | 消費税の変更 | ○ |  | 税制度の変更により収益性等が変化した場合は、ベースラインの見直しを行う。  ＜本市がリスクを負うべき項目＞  ・消費税等収益関係以外の税の税率変更  ・新規に導入される税  ＜事業者がリスクを負うべき項目＞  ・法人人税等収益関係税の税率変更 |
| 本市税、サービス享受に伴う税、当該事業方式に係る税 | ○ |  |
| 収益目的の事業実施に伴う税、消費税以外の税に関するもの |  | ○ |
| 事業の中止・延期 | 本市の指示によるもの | ○ |  | 工事期限の延長、サービスの一時停止にかかる経費および損失、あるいは事業中止により発生する全ての経費については本市が負担する。 |
| 共通 | 事業の中止・延期 | 周辺住民等の反対による事業の中止・延期 | ○ | ○ | 工事期限の延長、サービスの一時停止にかかる経費および損失、あるいは事業中止により発生する経費増加については、本市に責がある場合は本市が、事業者側の責の場合は事業者が負担する。 |
| 施設整備に必要な許認可等のうち、事業者が取得すべきものの取得遅延によるもの |  | ○ | サービスの開始、終了時期を変更し、この間に発生する本市の損失については事業者が負担する。 |
| 本市の不注意等による整備許認可等の遅延によるもの | ○ |  | サービスの開始、終了時期を変更する。 |
| 事業者の事業放棄、破綻によるもの |  | ○ | 事業者は、設備の譲渡、または新たな事業者への事業引継ぎ、もしくは設備撤去による現状回復のうち、本市が選択した措置を講ずる。 |
| 計画・設計段階 | 不可抗力 | 天災等による設計変更・中止・延期 | ○ | ○ | 状況に応じ負担割合を協議する。  不可抗力終結迄の間、権利・義務を留保する。  一定期間経過後に終結しない場合は契約解除とし、双方は互いに義務を負わない。 |
| 物価の変動 | 急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする） | ○ | ○ | 計画の変更を行う場合、事業が継続可能であれば計画・設計に要する増分経費は双方で負担し、事業を中止する場合は、それまでかかった経費を双方話し合いの上負担する。 |
| 計画・設計段階 | 設計変更 | 本市の提示条件、指示の不備によるもの | ○ |  | 設計変更に関わる経費を本市が負担する。また設計変更に伴う、施工費、運転管理内容及びその経費、省エネルギー保証を変更する部分については、事業者が提案内容の修正を行い、この結果を本市と協議し、施工、運転管理、省エネルギー保証に関する契約内容の変更を可能とする。 |
| 事業者の指示・判断の不備によるもの |  | ○ | 設計変更に関わる経費を事業者が負担する。設計変更に伴う施工内容及びその経費、運転管理内容及びその経費、省エネルギー保証の変更については、本市が認める範囲での変更を行うことができるが、これ以外についての変更は認められない。ただし、契約内容の合意ができない場合は、本市は契約交渉を終了することができ、設計に要した経費を事業者が負担する。 |
| 応募コスト | 応募コストの負担 |  | ○ | 応募コストは事業者負担とする |
| 計画・設計段階 | 資金調達 | 必要な資金の確保に関すること |  | ○ | 資金調達は計画書に基づき事業者の責任で確保する。 |
| 予定した補助金等が獲得できない場合 | ○ | ○ | 補助金は事業実施の絶対条件で無いが、本市と事業者が協議同意に基づき申請した場合、それぞれの責に起因して交付が受けられない場合、責任の所在に応じ、事務費用等に要した費用の補償を求めることができる。 |
| 建設段階 | 第三者賠償 | 調査・工事における第三者への損害賠償義務 |  | ○ | 事業者の責任により、交渉、賠償の責務を負う。 |
| 不可抗力 | 天災等による設計変更・中止・延期 | ○ | ○ | 状況に応じ負担割合を協議する。  不可抗力終結迄の間、権利・義務を留保する。  一定期間経過後に終結しない場合は契約解除とし、双方は互いに義務を負わない。 |
| 物価の変動 | 急激なインフレ・デフレ（工事費に対して影響のあるもののみを対象とする） | ○ | ○ | 整備の変更を行う場合、事業が継続可能であれば変更にともなう増分経費は双方で負担し、事業を中止する場合は、それまでに要した費用を双方話し合いの上負担する。国土交通省等の対応参考 |
| 建設段階 | 用地の確保 | 設置場所の確保 | ○ |  | 設置場所については本市の責任で確保する。 |
| 立ち入り許可 | 必要な施設への立ち入り許可。 | ○ |  | 事業者は履行場所に立ち入ることができる。ただし、本市は立ち入り範囲、届け出などの条件をつける。 |
| 設計変更 | 本市の提示条件、指示の不備によるもの | ○ |  | 設計変更に関わる経費を本市が負担する。また設計変更の伴い、施工費、運転管理内容及びその経費、省エネルギー保証を変更する部分については、事業者が提案内容の修正を行い、この結果を本市と協議し、施工、運転管理、省エネルギー保証に関する契約内容の変更を可能とする。ただし、変更内容の合意ができない場合は、事業者は契約を終了することができ、設計・施工に要した経費及び契約終了に伴う経費を本市が負担する。 |
| 建設段階 | 設計変更 | 事業者の指示・判断の不備によるもの |  | ○ | 設計変更に関わる経費を事業者が負担する。設計変更に伴う施工内容及びその経費、運転管理内容及びその経費、省エネルギー保証の変更については、本市が認める範囲での変更を行うことができるが、これ以外についての変更は認められない。ただし、変更内容の合意ができない場合は、本市は契約を終了することができ、設計・施工に要した経費及び契約終了に伴う経費を事業者が負担する。 |
| 工事遅延・未完工 | 本市の責による工事遅延・未完工による引き渡しの延期 | ○ |  | サービス期間の延期を行う。遅延に伴い経済的な損失が生じた場合は本市が負担する。 |
| 事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延 |  | ○ | 遅延に伴い本市が被る損失については、事業者は誠意をもってその対応を行うとともに、経済的な損失が生じた場合は事業者が負担する。 |
| 工事費増大 | 本市の指示・承諾による工事費増大 | ○ |  | 工事費の増加分は本市が負担する。この際、事業者が受け取るサービス料の見直しを行い、これを本市が負担する。ただし、省エネルギー保証などに関わる計画の大幅な変更が必要な場合は、双方誠意をもって協議する。 |
| 事業者判断の不備による工事費増大 |  | ○ | 工事費の増加分は事業者が負担する。この際、契約の見直しを行い、これを事業者が負担する。ただし、省エネルギー保証などに関わる計画書の大幅な変更が必要な場合は、双方誠意をもって協議する。 |
| 建設段階 | 性能 | 要求仕様不適合（施工不良を含む） |  | ○ | 事業者は要求仕様を満たす工事変更を行い、これに要する経費を負担する。 |
| 損害 | 施工中に工事目的物に関して生じた損害 |  | ○ | 事業者は工事目的物を計画仕様に適合するよう補修あるいは取り替えを行い、これに要する経費を負担する。 |
| 施工に起因し施設に生じた損害 |  | ○ | 事業者は本市の施設の修繕等現状復帰を行い、これに要する経費を負担する。 |
| 支払遅延・不能 | 本市の責による、支払の遅延・不能によるもの。 | ○ |  | 支払いが遅延する場合は当該未払い金額につき、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を本市が支払う。また。この間の省エネルギー保証は免責されるものとする。 |
| 計測・検証報告の遅延により支払いを留保する場合 |  | ○ | 事業者の責務において計測・検証報告が遅延する場合は、本市は事業者へのサービス料の支払いを留保することができる。この際、サービス料の支払いの留保に伴う事業者の損失は事業者が負担する。 |
| 省エネルギー保証行為の不履行 |  | ○ | 事業者から本市への省エネルギー保証未達成に係る支払いが遅延した場合には当該未支払い金額につき、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を事業者が支払う。 |
| 維持管理段階関連 | 計画変更 | 用途の変更等、本市の責による事業内容の変更 | ○ |  | 当該施設の用途変更などにより、計画した経費削減が実現しない場合はベースラインの見直しを行うことができる。この際、ベースラインを見直した結果、計画した事業採算性が失われる場合はサービス料の変更等について協議する。 |
| 事業者が必要と考える計画変更 |  | ○ | 事業者は、省エネルギー保証を達成する為に再改修工事が必要と認められる場合は、事業者の負担により、再改修工事を行うことができる。この際の設計・施工及び管理に係る契約条件は当初契約内容と同等とする。 |
| 立ち入り許可 | 合理的な事由に因らない場合であって、必要な施設への立ち入り許可がおりない場合の事業未遂行 | ○ |  | 必要な立ち入り許可がおりないことにより事業が停止した場合、事業者が被る損害については、本市が負担する。 |
| 維持管理費の  上昇 | 事業者の責による維持管理費用の増大 |  | ○ | 事業者の責により維持管理費用が増大した場合、事業者は増加分を本市に請求することができない。ただし、急激なインフレ等特別な事情がある場合、事業者は本市に協議を申し入れることができる。 |
| 第三者賠償 | 維持管理業務に起因する第三者への損害賠償義務 |  | ○ | 維持管理業務に起因して、第三者の人身･財産に損害を与えた場合は、事業者の責により解決する。 |
| 導入設備の損傷 | 本市の故意・過失による設備の損傷 | ○ |  | 本市の故意・過失による設備の損傷は事業者が責任をもってこれを修復し、これに要する経費は本市が負担する。  それ以外の事由による損傷は協議により解決する。 |
| 維持管理段階関連 | 導入設備の損傷 | 事業者の故意・過失･事故に起因する導入設備の損傷 |  | ○ | 事業者の故意･過失による導入設備の損傷は事業者が責任をもってこれを修復し、これに要する経費は事業者が負担する。 |
| 公共施設損傷 | 事業者の故意・過失または、導入設備に起因する本市の施設・設備の損傷 |  | ○ | 事業者の責に帰する本市の施設・設備の損傷は、事業者が責任をもってこれを修復し、これに要する経費は事業者が負担する。ただし二次損害は除く。  なお、事業者の責が明確でない場合は、協議により解決する。 |
| 事業者の責によらない、その他の原因による本市の施設・設備の損傷 | ○ |  | 本市の施設・設備の損傷は、本市が責任をもってこれを修復し、これに要する経費は本市が負担する。 |
| 瑕疵担保 | 導入設備に関する隠れた瑕疵の担保責任 |  | ○ | 隠れた瑕疵が確認された場合、事業者は計画書の仕様に従って導入設備等の補修・改修を行う。その際、当該設備等の補修・改修に要する経費は事業者が負担する。 |
| 不可抗力 | 火災・天災・戦争などの不可抗力による本市の施設の損傷 | ○ |  | 火災・天災・戦争などの不可抗力により本市の施設が損傷し、事業の継続が不可能な場合は双方話し合いの上、契約を解除することができる。この際、契約終了時の事業者損害は協議の上、その取扱いを決定する。 |
| 火災・天災・戦争などの不可抗力による導入設備等の損傷 | ○ | ▲ | 小規模な損傷で、事業の存続が可能な場合は、協議の上その取扱いを決定する。 不可抗力終結迄の間、権利・義務を留保する。 |
| 計測・検証 | 設備の不良 | 導入設備が所定の性能を達成しない場合、導入設備故障等を含む |  | ○ | 導入設備が計画書に示された性能を達成しない場合は事業者の責任でこれを補修し、これに要する経費は事業者が負担する。 |
| 計測・検証 | 計測・検証報告への疑義 |  | ○ | 計測・検証報告に疑義が認められる場合は、双方協議した上で、本市は第三者に計測・検証業務を業務委託することができる。 |
| 計測・検証に必要な本市からの情報提供の遅延・不能 | ○ |  | 計測・検証に必要な本市からの情報提供が遅延あるいは不可能な場合、本市は定められたサービス料を事業者に支払う。 |
| 光熱水費単価の変動 | 光熱水費単価の変動 | 〇 |  | 光熱水費単価は、公募要項で定めた条件にて契約期間中固定とする。 |
| ベースラインの調整 | 設備の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更 | ○ |  | 設備の使用状況及び稼働率あるいは運転管理方法の顕著な変更・変動が認められた際はベースラインを変更することができる。 |
| 気候の大幅な変動 | ○ | ○ | 気候が大幅に変動した場合は双方話し合いの上ベースラインを変更することができる。 |
| 上記以外の変動要因の場合 | ○ | ○ | 上記以外の事由により計画書に示す経費削減の大幅な変化が認められた場合は、双方誠意をもって対応方法を協議する。 |
| 保証関連 | 住民サービスの提供 | 要求仕様不適合（施工不良を含む）による施設・設備への損害 |  | ○ | 要求仕様に適合しないために本市の施設・設備及び導入設備等が損害を被る場合、事業者が責任をもってこれを補修あるいは改修し、これに要する経費は事業者が負担する。 |
| 要求仕様不適合による、本市の施設運営・業務への障害 |  | ○ |  |

注：急激なインフレ・デフレに対する対応（建設、維持管理段階）

整備の変更を行う場合、事業が継続可能であれば変更にともなう増分経費は双方で負担し、事業を中止する場合は、それまでに要した費用を双方話し合いの上負担する。国土交通省等の対応を参考とする。